

臨時的任用職員

採用者説明会について

千葉市教育委員会教育職員課

この案内は、千葉市教育委員会より直接本人に電話で事務連絡を差し上げ、平成31年度新規に千葉市で臨時的任用職員になる方のみを対象としますのでお間違えにならないようお願いします。

〔会場〕 千葉ポートサイドタワー12階 千葉市教育委員会 会議室

住所：千葉市中央区問屋町1番35号

※自家用車の使用はできません。公共交通機関をご利用ください。

アクセス ○千葉都市モノレール「市役所前」駅から徒歩約6分

○京成千葉線「千葉中央」駅から徒歩約9分

○JR総武線「千葉」駅から徒歩約15分

〔当日の日程〕 事務連絡した日程となります。

受付 9:30～ 10:00

説明 10:00～ 10:30

書類作成・書類確認 10:30～ 12:00

※書類確認が終了した者から随時解散とする。

〔当日持参する書類等〕

(1) 印鑑（シャチハタは不可）及び筆記用具

※黒のゲルインクボールペン（水性顔料）を必ず持参する

(2) 教員免許状の原本とそのコピー（A4サイズ）

所有するものすべて。必ずコピーしたのもも持参すること。免許裏面に記載があるものは両面コピーとする。サイズはA4サイズとする。原本は確認後返却。見込みの場合は、交付後すぐ持参する。※臨時免許状も含む

(3) 卒業（修了）証書原本とそのコピー（A4サイズ）

専門学校、短大、大学、大学院のうち自分が卒業（修了）したのものすべて。A4サイズにコピーしたのもも必ず持参する。原本は確認後返却。見込みの場合は卒業後すぐ持参する。

紛失により提出できない場合は、卒業（修了）証明書の原本を持参する。

（４）成績証明書

（３）に該当する全ての学校について成績証明書を持参すること。原本を提出。
※提出時点在学中で、平成３１年３月３１日までに卒業をする場合は、卒業後に、再度取得したものを提出する。

（５）住民票記載事項証明書

指定の用紙（HP上に掲載）、または市町村等に備え付けてある用紙（但し、氏名、生年月日、性別、住所、本籍地の記載があるもの）で平成３１年１月１日以降に作成したもの（住民票不可）。４月１日までに転居を予定している場合は転居後に提出するため、当日持参は不要。

※千葉県は、学区に居住することができません。配置校が決定してから住居を決定すること。（配置校の決定日は面接当日に連絡）

（６）身元申告書

指定の用紙（HP上に掲載）を使用し作成する。採用までに転居を予定している場合は、通勤事情・同居別居・誓約日・住所の欄は記入せず、コピーをとって原本と写しの両方を持参する。

※消せるペンの使用は不可。※住所は住民票記載事項証明書と一致させること。

（７）写真２枚（同一のもの）

サイズ縦６cm×横４．５cm。スピード写真は不可。提出前６月以内に撮影する。上半身。脱帽のもの。カラー、モノクロともに可。

※写真裏面に氏名を記入しておくこと。

（８）履歴事項を記したメモ

小学校～最終学歴校までの入学・卒業年月日（転校・退学・修了も含む）。特に高等学校の卒業年月日は卒業証書で確認する。職歴があれば、勤務先名とその期間、在家庭の期間のメモを用意する。

※戸籍の漢字、住所の正式な表記も確認する。

（９）教員免許状の更新等をされた方

教員免許状更新に関する証明書の原本とそのコピー（A４サイズ）を持参する。原本は確認後返却。

（10）職歴がある方

＜職歴証明書等について＞（HPに掲載）および＜原本証明した履歴書等の写し 1部 提出する必要がある方へ＞（HPに掲載）を読み、必要な書類を各

自用意し、提出する。

書類の証明者は任命権者（代表取締役、社名、社長、理事長、人事部長、教育委員会、教育事務所長、学校長など）とする。証明印は公印・職印・社印等に限る。担当者個人の私印は無効とする。

※千葉県立学校、千葉県内教育事務所管轄の公立学校、千葉市立学校で臨時的任用職員または正規職員の職歴がある場合は、すぐ人事班へその旨を連絡する。職歴証明書を取得する必要がある場合は、必ず指定の用紙（HPに掲載）を使用する。

(11) 現在、民間企業等に正式採用で勤務している方

現在の任命権者（取締役、人事部長、理事長など）の退職承諾書が必要。

指定の用紙（HPに掲載）を必ず使用する。

※現在勤務している企業等の任命権者に、千葉市に採用されることを伝え、取得する。

(12) 大学中途退学の経歴のある方

該当するすべての大学の単位修得証明書を用意する。原本を提出。

(13) 科目等履修生・通信教育の経験のある方

該当するすべての学校の単位修得証明書を用意する。原本を提出。

※提出時点で在学中の方のうち平成31年3月31日までに修了・退学等をする場合は、修了・退学等した後に、再度取得したものを提出する。

(14) その他の資格など

看護師・保健師・司書教諭・学芸員・社会教育主事・栄養士・管理栄養士・調理師の資格のある場合、証明となるものとそのコピー（A4サイズ）を持参する。

(15) 健康診断について

受診の際に、指定の健康診断書の用紙（HPに掲載）を持参し、記載項目のすべてについて検査を受ける。

指定の用紙（HPに掲載）の裏面に注意事項記載の記載があるため、よく読んでおくこと。

※提出前に必ずコピーを取り保管する。

※健康診断書の有効期間は診断日から1年間のため、千葉市臨時的任用職員として勤務している間に期間が切れぬよう、1年以内に必ず再受診し提出する。

※当日までに取得できない書類については、説明会当日に提出日を指示します。

※その他不明な点は千葉市教育委員会教育職員課人事班までお問い合わせください。

電話 043-245-5931